年金予約相談 鳥取年金事務所 について

古

定資

産 税 の

縦覧

•

閱

覧

E つ

い

て

場所

役場税務住民課

相談の予約相談を実施-国の年金事務所等で年金 る年金相談を実施してい 総合センターで出張によ では、毎月第3火曜日、 ています。 また、鳥取年金事務所 日本年金機構では、

問合せ先 日本年金機構 鳥取年金事務所

産税の納税者

250857-27-8311 **☎**0570-05-1165

ねんきんダイヤル

写しは差し支えありません。 撮影はできませんが、 あるかどうか確認できます。 地または家屋の価格と周辺 ※縦覧帳簿のコピー、写真 比較し、その評価が適正で の土地または家屋の価格を を見て、自分が所有する十 額等を記載した「縦覧帳簿! 産税の納税者は、その評価 土地・家屋価格等 土地または家屋の固定省 縦覧帳簿の縦覧

縦覧できる人

せん。 ていない人は縦覧できま り固定資産税が課税され 免税点未満等の理由によ 、資産を所有していても

土地または家屋の固定資

きません。 所有者となった人は縦覧で ※令和2年1月2日以降に 納税者の同居の家族、 続人、納税管理人 相

要です。 理人の本人 る場合は、委任状及び代 ※代理人が相談に来られ

人確認書類が必

年金事務所へ問合せくだ ことがあります。 事前に 相談は日程が変更になる ※総合センターでの出張 年金証書を準備ください。 番号のわかる年金手帳や ※連絡の際は、基礎年金

固定資産課税台帳の閲覧

することができます。 分が所有する固定資産につい 固定資産の納税義務者は自 固定資産課税台帳を閲覧

閲覧できる人

書き

年金の相談等を希望する 入の状況、受給している

年金請求の手続きや加

人は、利用ください。

町内の土地、 義務者 却資産の固定資産税の納税 家屋または償

納税義務者の同居の家族、 納税管理人

閲覧できる事項

· 土地

所在地、

登記地目、

課税地目、

地積、

評

家屋 価額、 所在地、種類、構造、 標準額等 床面積、 課税標準額等 価格、

縦覧できる項目

期間

4 月 1 日

土地 ·家屋 所在地、 評価額 地目、 地積、

所在地、 床面積、 種類、 評価額等 構造、

午前8時30分

5月29日(金)

1

料金

(土、日、祝祭日を除く)

~午後5時15分

すが、 円必要です。 ※証明料は1枚につき30 め公印は押されません。 枚につき20円で課税台帳 ※期間中、閲覧者には1 名義人につき30円 のコピーをお渡しできま ※期間以外の閲覧は、 証明書ではないた

必要なもの

本人確認ができるもの (免許証、 健康保険証

お持ちください。 委任状が必要です。 ※別居の家族、代理人は に委任状または法人印を ※法人の場合は右記の他

> 役場税務住民課 問合せ先 **☎**75-4117